

○名古屋大学情報連携推進本部仮想専用サーバホスティングサービス利用内規

(平成 23 年 4 月 1 日 内規)

改正 令和 2 年 4 月 1 日 名大内規 令和 3 年 10 月 28 日 名大内規

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学情報連携推進本部情報基盤サービス利用内規（平成 22 年 6 月 24 日情報連携統括本部会議制定。以下「情報基盤サービス利用内規」という。）第 2 条の規定に基づく名古屋大学情報連携推進本部（以下「推進本部」という。）の仮想専用サーバホスティングサービス（以下「仮想専用サーバホスティングサービス」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この内規において「仮想専用サーバホスティングサービス」とは、名古屋大学（以下「本学」という。）の部局等が情報サービスを行うために必要なサーバ資源について、推進本部が提供するサービスをいう。

(サービス項目)

第 3 条 推進本部が提供する仮想専用サーバホスティングサービスのサービス項目は、次の各号のとおりとする。

- 一 仮想専用サーバの構築・初期設定
- 二 仮想専用サーバの管理者権限付与
- 三 仮想専用サーバの学内ネットワークへの接続及びグローバル IP アドレスの提供
- 四 DNS 逆引きレコードの設定
- 五 監査ツールによるサーバ監査の実施
- 六 仮想専用サーバが稼動するサーバ機器のソフトウェア及びハードウェアの保守

(利用の資格)

第 4 条 仮想専用サーバホスティングサービスは、本学において情報サービスを提供しようとする部局等が利用できる。

(利用の申請及び承認)

第 5 条 仮想専用サーバホスティングサービスの利用を希望する部局等の責任者は、別に定める様式により名古屋大学情報連携推進本部長（以下「推進本部長」という。）に利用の申請を行い、その承認を受けなければならない。

(利用者の責務)

第 6 条 前条により仮想専用サーバホスティングサービスの利用を承認された部局等（以下「利用部局等」という。）の責任者及び利用部局等において当該サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、当該サービスの利用に当たり、情報基盤サービス利用内規、国立大学法人東海国立大学機構情報セキュリティポリシー、名古屋大学情報セキュリティポリシー、名古屋大学情報セキュリティガイドライン及び推進

本部において別に定める電子情報の利用に係る諸規程に定められた事項を遵守しなければならない。

(利用の条件等)

第7条 仮想専用サーバホスティングサービスを利用できる条件は、次の各号のとおりとする。

- 一 仮想専用サーバの運用及び保守は、利用部局等の責任において行うこと。
- 二 仮想専用サーバホスティングサービスに使用するサーバ機器の保守のため、推進本部長が当該サービスの停止を依頼した場合は、これに応ずること。

2 仮想専用サーバホスティングサービスに関する事項への推進本部職員による対応は、原則として、東海国立大学機構職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年度機構規程第30号）第3条に規定する職員の正規の勤務時間内に行うものとする。

(利用廃止の申請及び承認)

第8条 利用部局等において仮想専用サーバホスティングサービスの利用を廃止する場合は、利用部局等の責任者は、別に定める様式により推進本部長に廃止届を提出し、その承認を受けるものとする。

2 利用を廃止する場合は、廃止予定の前年度2月末までに廃止届を提出しなければならない。

(利用の制限等)

第9条 推進本部長は、利用者がこの内規若しくはこの内規に基づく定めに違反した場合又は推進本部長が特に必要と認める場合は、当該利用部局等の仮想専用サーバホスティングサービスの利用を一定期間制限又は停止することができる。

2 推進本部長は、前項により仮想専用サーバホスティングサービスの利用を停止したときは、推進本部会議に報告しなければならない。

(経費の負担)

第10条 利用部局等は、仮想専用サーバホスティングサービスの利用に当たり、別に定める経費を負担しなければならない。なお、当該サービスの利用を承認された日の属する年度内は負担金を免除し、翌年度から課すものとする。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、仮想専用サーバホスティングサービスの利用に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日 名大内規)

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月28日 名大内規)

この内規は、令和3年10月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。